

名城病院のパワハラをなくし、職員が安全・安心に 働き続けられる職場の実現のため公正な判断を求める要請署名

原告は、1996年より看護師として働き、2005年より国家公務員共済組合連合会の運営する名城病院のICUや病棟で18年に渡り勤務してきました。

2020年に、勤務先の病棟に就任してきた看護師長により、残業を命じられていないのに定時に帰ったことなどの理不尽な理由でたびたび多くのスタッフの前での執拗な叱責が繰り返されるなどしました。心身ともにボロボロになり、2021年12月、不安抑うつ状態と診断され休職を余儀なくされました。原告以外にも同僚の看護師が同じ上司の言動で精神疾患を発症し、休職するという異常事態に対しても名城病院は何ら対応を講じないままでした。連合会が指定する外部のパワハラ相談窓口にご相談をしましたが、名城病院は被害者に聞き取り調査も行わず「行き過ぎた指導はあったが、パワハラではない」と回答しただけでした。

2023年7月に主治医から復職可能の診断が出されたにも関わらず、名城病院はリハビリ期間が足りず再発の恐れがあるからと復職を拒否し、休職期間満了にて強制的に退職に追いやられました。

原告は、後輩看護師たちのためにもと裁判に立ち上がることを決意。2023年10月13日、連合会を被告として、復職を認めず退職させたことは無効であると地位確認などを求めて提訴し、11月1日、パワハラにより精神疾患を発症させられたことにつき、適切なハラスメント対策を講じなかった連合会とパワハラ行為を行った上司の看護師長を被告として提訴しました。提訴時の記者会見で原告は、「最も恐ろしいことは、パワハラをしている看護師長は今も新たな被害者を生み出していること。精神疾患は心の殺人です。外見に傷はなくても心は死んでいるのです」「看護師はモノではなく人間です。看護師にも安全に安心して働く権利があります」と訴えました。

今回の争議の解決を通じて、名城病院が、従業員 の地位を守り、ハラスメントがない、一人ひとりの看護師の人権が守られ安心して働ける職場環境となることを目指します。

名古屋地裁におかれましては、事実関係を適切に把握し、パワハラを放置したあげく、原告を退職に追いやった病院の違法性を見抜いて、公正な判断をしていただくよう、求めます。

2024年 月 日

所在地	
団体名	
代表者	

※この署名用紙は裁判所に提出する以外の目的で利用されることはございません。

【取扱団体】 名城病院看護師パワハラ裁判支援する会

【連絡先】 〒456-0006 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館403

愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連) 電話 052-886-6955 FAX052-883-6956